

令和元年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札(第2回)の実施概要

《元府営上町住宅用地》

大阪府では、老朽化した府営住宅の建替えにより創出した土地(=活用用地)や、府営住宅内の未利用地などの活用可能財産(=低未利用地)を活用して、歳入の確保を図るとともに、民間の活力や創意工夫により良好な住まいとまちづくりを行うため、「条件付一般競争入札」を行っています。

このたび、下記の用地について、地域のまちづくりに必要な土地利用条件等を定め、その遵守を条件とした一般競争入札による土地の売却を行うこととなりましたのでお知らせします。

記

1. 用地の概要

詳細については、令和元年度府営住宅用地活用事業一般競争入札(第2回)実施要領(以下「要領」という。)を参照してください。

上町住宅用地(別添図参照)

- 所在地 : 大阪市中央区上町一丁目15番15
(Osaka Metro 長堀鶴見緑地線「玉造駅」下車 北西 約700m)
(JR 環状線「玉造駅」下車 北西 約700m)
(Osaka Metro 中央線「森ノ宮駅」下車 南西 約800m)
(JR 環状線「森ノ宮駅」下車 南西 約800m)
(Osaka Metro 谷町線「谷町六丁目駅」下車 北東 約800m)
(Osaka Metro 中央線「谷町四丁目駅」下車 南東 約1km)

○用途地域 : 第二種住居地域(建ぺい率80%、容積率300%)

○売払予定面積 : 1,646.63平方メートル

2. 用地活用事業の概要

詳細については、要領を参照してください。

(1) 事業者決定方法

土地利用等について条件を付した一般競争入札により、事業者を決定する。

(2) 参加資格(主なもの)

- ・個人、法人を問わず参加可能とする。
- ・本件入札参加の申込みの日から入札の日までの期間において、営業を行うにつき、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けている者であること。なお、他の者と共同で入札に参加する場合については、これらの者のいずれかがこの要件を満たせばよい。
- ・直近5カ年の間に事業主として行った、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可を受けた住宅地の開発行為並びに住宅の建設及び販売の実績を有する者。なお、他の者と共同で入札に参加する場合については、入札に参加する者のいずれかがこの要件を満たせばよい。

(3) 土地利用条件（主なもの）

- ・ 建築物の用途は分譲住宅（戸建住宅またはファミリー向け住宅を中心とした共同住宅）とすること。

(4) 最低売払価格

1, 278, 845, 000 円

3. スケジュール

詳細については、要領を参照してください。

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ○入札公告（要領の公表） | : 令和元年6月14日（金） |
| ○入札参加申込み | : 令和元年8月5日（月）、同月6日（火） |
| ○入札および開札（落札者の決定） | : 令和元年8月9日（金） |
| ○土地利用計画図等の提出（条件適合確認） | : 令和元年8月26日（月）から同月30日（金）まで |
| ○契約、支払い、所有権移転 | : 令和元年9月17日（火）から同月27日（金）まで |

(1) 位置図

物件番号1 元府営上町住宅用地



(2) 平面図

